

(案)

覚書

_____ (以下「甲」という。) と、
_____ (以下「乙」という。) と、
_____ (以下「丙」という。) と、
_____ (以下「丁」という。) は、

年 月 日付にて甲、乙間で締結した低濃度 PCB 廃棄物処理委託契約書（以下「原契約」という。）第9条4項 業務委託料の支払方法について、甲・乙・丙・丁間で以下のとおり確認した上で覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（決済方法等）

1. 甲が乙へ支払う委託手数料は、一括して丁が受領し、丁から丙へ、丙から乙へ支払う。

（代金請求及び支払等）

1. 丁は処理委託手数料を甲へ請求し、支払は別途定める方法による。
2. 丙は処理委託手数料を丁へ請求し、支払は別途定める方法による。
3. 乙は当該月末日までの処理委託手数料を丙へ請求し、丙は「原契約」の処理業務完了の月末日起算、翌月末日までに現金を指定口座に振り込み、支払うものとする。

本覚書の成立を証するために、本書1通作成し、甲、乙、丙、及び丁は各々記名押印の上、甲がこれを保有し、乙、丙及び丁はこの写しを各々保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

丙

印

丁

印